2　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表42記載の保証金質権に係る更生担保権は、下記①または②に従って弁済する。

①　別表20記載の更生担保権者が保証履行を現実に行い、その事実及び保証履行の金額を管財人または会社に通知した場合には、管財人または会社が同通知を受領した日から１か月以内に、同表記載の確定更生担保権額のうち、上記保証履行の金額を当該更生担保権に係る保証金返還請求権と相殺する方法により一括弁済する。

②　主債務者が支払いを遅滞し、別表20記載の更生担保権者が同事実及び支払遅滞金額を管財人または会社に通知した場合には、管財人または会社が同通知を受領した日から１か月以内に、同表記載の確定更生担保権額のうち、上記支払遅滞金額を当該更生担保権に係る保証金返還請求権と相殺する方法により一括弁済する。

⑵　別表20記載の更生担保権者の更生会社に対する上記①及び②に基づく求償権または保証債務履行請求権が発生しないことが確定した場合には、別表42記載の保証金から上記⑴①または②に基づき弁済した額を控除した残額は更生会社が取得する。

第３節　優先的更生債権（公租公課）の権利の変更と納付方法

１　確定更生債権

（確定更生債権）

172件

５億7910万3028円及び所定の金額・額未定

（債権者数）172名

２　権利の変更及び納付方法

⑴　別表21記載の公租公課は、更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞税、利子税または延滞金（以下まとめて「延滞金等」という。）、及び、更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等は、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　前項による免除後の債権額の全額については、更生計画認可決定確定の日から４か月以内に一括納付する。

第４節　優先的更生債権（労働債権）の権利の変更と弁済方法

１　確定更生債権

（確定更生債権）

168件

３億7409万3358円

（債権者数）168名

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　利息・損害金

別表22記載の労働債権のうち、利息・損害金については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　前項による免除後の債権額の全額（適格年金から支払われることになる金額がある場合にはそれを除く）については、更生計画認可決定確定の日から４か月以内に一括弁済する。

３　更生計画認可決定前に退職した従業員に係る退職金債権の取扱い

平成21年10月31日以降更生計画認可決定日までの間に、管財人の行為（希望退職の募集を含む）によらずに退職した者が会社更生法140条２項に基づいて有効に届出をした退職金債権は、確定した債権額に限り、前記２の規定を適用し、権利を変更して、弁済を実施する。

第５節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　一般更生債権（後記第２ないし第７を除く）

１　確定更生債権

（確定更生債権）

7122件

308億1064万7638円及び額未定

（債権者数）7122名

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　利息・損害金

一般更生債権である利息・損害金については更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　別表23、24記載の債権者の有する一般更生債権は、確定更生債権元本のうち、①1000万円以下の債権部分についてはその90％、②1000万円を超える債権部分についてはその96.5％について、それぞれ更生計画認可決定日に免除を受け、残額を更生計画認可決定確定の日から４か月以内に一括弁済する。

第２　変更更生債権となり得る一般更生債権

１　確定更生債権

（確定更生債権）

９件

68億7567万7095円及び額未定

別表25

（債権者数）９名

２　権利の変更及び弁済方法

別表25記載の一般更生債権は、担保物件の処分が完了して変更更生債権額が確定するまでは権利変更及び弁済を留保し、各債権者の変更更生債権額が確定した日（以下「変更更生債権額確定日」という。）に、確定更生債権元本から変更更生債権として弁済された額（利息・損害金部分を除く）を控除した残額に対して、本節第１、２の規定を適用し、権利を変更して、弁済を実施する。ただし、「更生計画認可決定日」を「更生計画認可決定日または変更更生債権確定日のいずれか遅い日」に、「更生計画認可決定確定の日」を「更生計画認可決定確定の日または変更更生債権額確定日のいずれか遅い日」に、それぞれ読み替えるものとする。

第３　瑕疵担保請求等に係る一般更生債権

１　確定更生債権

（確定更生債権）

11件

額未定

（債権者数）11名

２　権利の変更及び弁済方法

別表26記載の瑕疵担保請求等に係る一般更生債権は、瑕疵担保請求等の金額が具体的に確定し、管財人または会社（管財人が選任されていない場合に限る。以下本節において同じ）が書面により認めた場合（以下、認めた日を「瑕疵金額確定日」という。）には、当該確定した金額（以下「瑕疵等確定金額」という。なお、別表26の１番及び９番については、その累積金額は同表記載の上限金額を限度とする。）について、本節第１、２の規定を適用し、権利を変更して、弁済を実施する。ただし、「更生計画認可決定日」を「更生計画認可決定日または瑕疵金額確定日のいずれか遅い日」に、「更生計画認可決定確定の日」を、「更生計画認可決定確定の日または瑕疵金額確定日のいずれか遅い日」に、それぞれ読み替えるものとする。

第４　敷金・保証金返還請求権に係る一般更生債権

１　確定更生債権

（確定更生債権）

８件

6196万3386円

（債権者数）８名

２　権利の変更及び弁済方法

別表27記載の敷金・保証金返還請求権に係る一般更生債権は、賃貸借契約が終了し、目的物の明渡しが完了して、管財人または会社に対する敷金・保証金の返還請求権が発生する時まで、権利の変更及び弁済を留保する。

敷金・保証金の返還請求権が発生した時には、本節第１、２の規定を適用し、権利を変更して、弁済を実施する。ただし、「更生計画認可決定日」を「更生計画認可決定日または返還請求権の発生した日のいずれか遅い日」に、「更生計画認可決定確定の日」を、「更生計画認可決定確定の日または返還請求権の発生した日のいずれか遅い日」に、それぞれ読み替えるものとする。

第５　事前求償権等に係る一般更生債権

１　確定更生債権

（確定更生債権）

４件

18億3716万2616円及び額未定

別表28

（債権者数）４名